

一般社団法人滋賀県発明協会職員採用 募集要項

令和 8 年 2 月 12 日

滋賀県発明協会では、発明の奨励振興、その実用化の促進と知的財産権（特許・実用新案・意匠・商標等）制度の普及および特許情報の提供等の事業を行なっています。このたび以下のとおり事務職員の募集を行いますのでお知らせします。

1. 事業所名・所在地（就業場所）

一般社団法人滋賀県発明協会

〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山 232 滋賀県工業技術総合センター別館内

2. 仕事内容

(1) 職種 事務職員

(2) 内容

発明の奨励振興

企業を対象とした「全国発明表彰」への推薦、「近畿地方発明表彰」への推薦および表彰式の実施

児童・生徒を対象とした「滋賀県児童生徒発明くふう展」、「滋賀県未来の科学夢絵画展」「発明ものづくり体験教室」等の開催および「少年少女発明クラブ」活動への支援

知的財産権制度の普及

特許・実用新案・意匠・商標等の知的財産権制度の普及と活用を図るための講習会・

セミナー等の開催

企業見学会の開催

特許等の情報提供

特許・実用新案・意匠・商標等の検索サイト「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」による検索方法のアドバイスや調査

雑誌「発明」、機関紙「月報はつめい」等の配布や会報「shiga 発明」の発行

その他

国・県等から受託する事業にかかる事務

総会、理事会等の会議の開催にかかる事務

会員管理、会計、経理、人事、総務等にかかる事務

(3) 雇用形態 正職員

(4) 雇用期間 雇用期間の定めなし 採用予定日 令和 8 年 4 月 1 日

(5) マイカー通勤 可・駐車場あり

(6) 年齢 22 歳から 34 歳

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則 第 1 条の 3 第 1 項第 3 号イによる

(7) 学歴 大学卒業

(8) 必要な経験等 パソコン等 OA 機器の操作ができる者（ワード、エクセル、電子メール等）

(9) 必要な免許・資格 日商簿記検定試験 3 級程度、普通自動車運転免許

(10) 試用期間 6 カ月

3. 賃金・手当

(1) 基本給

基本給 232,000 円（経歴に応じて一定の額が加算）

給与は、「一般社団法人滋賀県発明協会給与規程」により支給

諸手当（扶養手当、住居手当、地域手当、時間外勤務手当、通勤手当、期末・勤勉手当）

(2) 賃金締切日 末日

(3) 賃金支払日 毎月 21 日

(4) 昇給 あり 年 1 回

(5) 賞与 あり（年 2 回、令和 7 年度実績 4.6 カ月）

4. 労働時間

(1) 就業時間 8 時 30 分～17 時 15 分（休憩 60 分）

(2) 時間外勤務 月平均 10 時間程度

(3) 休日等 原則として土、日、祝日

12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日

※発明くふう展、発明ものづくり体験教室、少年少女発明クラブ等の事業実施により土曜日、日曜日の出勤あり。出勤した時間は平日（月曜日から金曜日）に振替（年間 15 回程度）

年次有給休暇は、初年（12 月まで）15 日間、2 年目以降は 20 日

夏季特別休暇（6 日間）、その他特別休暇

5. その他の労働条件等

(1) 加入保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

(2) 定年 65 歳（60 歳から段階的に引上げ中）

(3) 退職金制度 あり

6. 選考等

(1) 採用人数 1人

(2) 選考方法 基礎力試験、適応性試験、面接試験

基礎力試験（出題数／60題・4肢択一式、解答時間／1時間）

適応性検査（150項目・20分）

面接試験（個別面接1回）

※試験当日には、筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。

※基礎力試験の出題内容（論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認ための基礎的な出題）

・基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。

・「国内外の社会情勢への理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。

(3) 結果通知 面接後7日以内

(4) 通知方法 郵送

(5) 日時 令和8年3月15日（日）9時30分～12時頃（終了時間は予定）

(6) 選考場所 滋賀県栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター別館研修室
(駐車場あり)

(7) 応募書類等 ハローワーク紹介状 履歴書（写真貼付） 職務経歴書（職務がある場合）、簡易書留にて3月12日（木）必着、応募書類は選考後返戻

(8) その他 試験結果の問い合わせには一切応じられません。

問い合わせ先

一般社団法人滋賀県発明協会

事務局 山中

〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232

TEL:077-558-4040 E-mail:info@jiii-shiga.jp